

流山市農業委員会
平成22年第2回
総会議事録

平成22年2月22日召集

流山市農業委員会

流山市農業委員会平成22年2月総会議事録

1 期 日 平成22年2月22日(月)

2 場 所 流山市役所302会議室

3 議長名 高市 正義

4 出席委員(16名)

1番 水野 敬久	2番 藤井 俊行
3番 坂巻 忠志	4番 中村 敏則
5番 大作 榮	6番 根本 隆
7番 小林 常男	8番 須郷 英夫
9番 水代 啓司	10番 渋谷 辰夫
11番 戸部 源房	12番 秋間 高義
13番 石井 勇	14番 大塚 侃
15番 吉田 松衛	16番 高市 正義

5 欠席委員(0名)

6 書記名 臨時職員 乗松 健

7 事務局 事務局長 池田 孝
事務局次長 岡田 敏夫
事務局次長補佐 吉田 勝実

8 会議目次

(1) 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)	1
(2) 議案第6号 農用地利用集積計画の決定について	8
(3) 議案第7号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について	12
(4) 報告第3号 合意解約の通知について	14
(5) 報告第4号 生産緑地買取り申出による農業従事者の斡旋について	14
(6) 報告第5号 専決処理の報告について	15

開会 午後3時01分

高市議長 ただいまから平成22年第2回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は16名中16名で定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

異議なしと認めます。

11番戸部委員、12番秋間委員を指名いたします。

次に、会議の書記の指名を行います。

本日の会議の書記として乗松臨時職員を任命いたします。

次に本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。

吉田次長補佐

吉田次長補佐 本日御審議いただく案件といたしましては、お手元に配布させていただいております議案書の中の会議目次をご覧くださいと思いますが、議案第5号の「農地法第5条の規定による許可申請について」から議案第7号の「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」までの3議案について御審議をいただきたいと存じます。

また、報告事項といたしまして、報告第3号の「合意解約の通知について」から報告第5号「専決処理の報告について」の3件について御報告させていただきたいと存じます。

以上でございます。

高市議長 ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

なしと認めます。

これより議事に入ります。

高市議長 それでは、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

吉田次長補佐。

吉田次長補佐 それでは、議案書の1ページでございます。

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)

農地法第5条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成22年2月22日提出 流山市農業委員長 高市 正義

今月の5条許可申請は、恒久転用によるものが4件でございます。

初めに、1番でございますが、権利者は保育園を運営している社会福祉法人でございます。

移転の原因は賃貸借でございます。

申請地は流山市大畔の現況畑、1筆で988㎡でございます。農地区分につきましては、申請地は千葉県流山警察署の北側、約100mに位置しておりまして、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。

次に、転用目的でございますが、この保育園では増設が予定されておりますことから既存の駐車場用地が不足するため、駐車場用地とするものでございます。

所要資金につきましては、整備費等の約205万円で、これを全額自己資金で賄う計画でございます。

議案案内図は1ページと2ページでございます。

次に、2番でございますが、権利者は造園業を営んでいる会社でございます。

移転の原因は使用貸借でございます。

申請地は流山市駒木台の畑、1筆で396㎡でございます。農地区分につきましては、申請地は柏市の西原にございます柏市立西原小学校の東側、約100mに位置しておりまして、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。

次に、転用目的でございますが、現在、使用しております既存の資材置場が手狭となっているため、昨年、相続によって取得したこの土地を資材置場として利用したいというものでございます。

所要資金につきましては、整備費等の約18万円で、これを全額自己資金で賄う計画でございます。

議案案内図は3ページと4ページでございます。

次に、2ページをお開きください。

3番でございますが、権利者は土木業を営んでいる会社でございます。

移転の原因は使用貸借でございます。

申請地は流山市野々下二丁目の現況畑、1筆で2,007㎡でございます。農地区分につきましては、申請地は千葉県立養護学校の東側、約200mに位置しておりまして、周囲には教育施設や住宅、また、事業用施設が連たんしており、生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。

た。

次に、転用目的でございますが、現在、前ヶ崎地先等で使用しております既存の資材置場が手狭となっているため、今回、権利者の父が所有している土地を借受け資材置場用地として利用したいというものでございます。

所要資金につきましては、整備費等の約86万円で、これを全額自己資金で賄う計画でございます。

議案案内図は5ページと6ページでございます。

次に、4番でございますが、権利者は主に建築設備関係などを営んでいる会社でございます。

移転の原因は賃貸借でございます。

申請地は流山市前ヶ崎の現況畑、1筆で702㎡でございますが、農地区分につきましては、申請地は千葉県流山運転免許センターの西側、約100mに位置しておりますが、周囲にはこの免許センターのほか、介護老人施設や路線バスの駐車施設があり、生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。

次に、転用目的でございますが、現在、借地によって権利者が使用しております既存の資材置場について返還をすることになったため、申請地を新たに借受け資材置場用地として利用したいというものでございます。

所要資金につきましては、整備費等の約129万円で、これを全額自己資金で賄う計画でございます。

議案案内図は7ページと8ページでございます。

以上でございます。

高市議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。

渋谷委員長。

渋谷委員長 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は、恒久転用によるものが4件であります。本案については、それぞれ現地調査と申請関係者からのヒアリングを行っております。

最初に、1番であります。申請者は流山市大畔で保育園を運営している社会福祉法人であります。

現在、この保育園の園児は78名で職員は30名とのことですが、ここで保育園の受け入れ児童を増員するため、保育園の北側にある既存の駐車場用地に建物の増築をするとのことでありました。

これによりまして、児童42名と職員6名の増員を図ることができるよう

になりますが、一方では、10台分の駐車場用地が使えなくなってしまうということでもあります。

このため、今後不足することになる駐車台数分と今後増員に伴う新たな職員用と保護者用の駐車スペースを確保するため、25台分の駐車場用地とする申請があったものであります。

また、申請地は保育園のすぐ前にありますことから、児童の安全も図られ利便性も良いことから、この土地が選定されたものであります。

次に、駐車場の整備計画についてですが、周囲にはフェンス等は設けませんが、車止めを設置し安全を図っていきたいとのことであります。また、地盤については採石を30センチ敷き詰め、雨水は自然浸透として処理するものです。隣接農地との境には土留を設置し被害の防止を行うとのことであります。

次に、2番であります。申請者は造園業を営んでおります。

転用理由としては、権利者が現在持っている資材置場は自宅の一部などを使っているそうですが手狭であるため、新たな資材置場用地として幹線道路にも近く利便も良いこの土地を利用していきたいとのことであります。

次に、申請地に置く資材の種類ですが、庭石や丸太などのほか、「つばき」や「もみじ」などの仮植えをしたいとのことであります。

次に、資材置場の整備計画についてですが、地盤は植木の仮植えを行うこともあり現状のまま使用したいということで、雨水は自然浸透とのことであります。

次に、周囲への被害防除や安全対策については、北側と南側は既存のブロックやフェンスがあります。また、西側の農地との境には、ブロックを積みその上にフェンスを設置し隣接農地への被害を防止するものです。出入り口についてはチェーンを設置し安全対策を図るとのことであります。

最後に、この土地は調整区域であるため倉庫などは建てられませんが、この点についてもヒアリングの際に確認し建築物は作らないとの回答を得ております。

次に、3番であります。権利者は土木業を営んでおります。なお、義務者につきましては権利者の父であります。

次に、転用理由であります。権利者は現在、前ヶ崎地先などに資材置場を持っておりまして、ここでは重機などの資材のほか、工事現場などから出た土砂等から石などを取り除き、良質土として再利用できるようにリサイクルなども行っているとのことであります。

このため、仕事を行う上では広い敷地が必要ということですが、現状では手狭の状態となっているため、前ヶ崎の置場にも近く、また、必要な面積も

確保できる申請地を資材置場として利用したいとのことであります。

次に、現地の状況ですが、現況としては畑の状態となっております。申請地の周辺では北千葉導水路工事に伴い埋め立てが行われておりますが、石などが混ざり農地としては耕作に適さない土地が多いため、資材置場などが点在している地域でありました。

次に、置く資材の種類ですが、申請地には、山砂や良質残土のほか、重機2台とダンプなどの車両4台分を置く計画でありました。

次に、資材置場の整備計画についてですが、出入口部分は舗装を行いますが、通行部分と作業箇所は鉄板敷きとして、周囲には高さ約2メートルの鋼板を設けるとのことであります。これによりまして、雨水は自然浸透させるとともに、水路など周囲への土砂等の流失についても防止を図るものであります。

最後になりましたが、本件の申請者に対しましても構築物の有無について確認をいたしまして、建築物は作らないとの回答を得ております。

次に、4番であります。権利者は建築設備業を営んでおりまして、電気工事や給排水工事などを行っている会社でありました。

次に、転用理由であります。権利者が使用している資材置場は松戸市にあります。今回、この土地の返還を土地所有者から求められているため、この代替地として申請があったものであります。

次に、現地の状況ですが、現況としては畑の状態となっております。

次に、置く資材の種類ですが、申請地には、主に配管資材や空調機の導管、また、塩ビ管や採石、砂などを置く計画でありました。

次に、資材置場の整備計画についてですが、周囲にはコンクリートパネルで土留めを行い、その内側に2メートルの鋼板パネルを設け、水路など周囲への被害防止を図るものです。また、出入口部分には可動式ゲートの設置と施錠を行い安全を図っていきたいとのことであります。

また、地盤については採石敷きとして、雨水は自然浸透として処理をするものであります。

最後に、本件の申請者に対しましても建築物の有無について確認をいたしまして、建築物は作らないとの回答を得ております。

以上、関係者からのヒアリングや現地調査、また、これらのことをもとに、農地法第5条の許可基準となっている、農地区分は第何種農地であるかの「立地基準」や申請目的実現の确实性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどについて審査する「一般基準」また、申請面積は妥当かなどの「転用目的別の基準」などから審議を行ったところ、本案につきましては、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上でございます。

よろしくご審議をお願いします。

高市議長 ありがとうございます。

なお、本案のうち1番については、中村委員に関係する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第24条第1項の規定により、中村委員に退席を願い、先に審議いたします。

中村委員の退席を求めます。

(中村委員退席)

高市議長 これより、本案のうち1番に対する質疑に入ります。

質疑お持ちの方は挙手をお願いいたします。

13番委員(石井委員) 参考のためにお聞きしますが、今回の4件は広範囲に分かれて駐車場や資材置場、また、使用貸借や賃貸借と形態は違いますが、1坪当たり、または、1㎡当たりでもいいんですが、いくらぐらいでお貸ししているのか、お分かりでしたらお聞かせください。

吉田次長補佐 今月の5条許可申請は4件で、いずれも貸借でございます。

その中で賃貸借によるものが1番と4番ございまして、1番の賃借料につきましても、年間、1㎡当たりで1,215円でございます。また、4番の賃借料につきましても、年間、1㎡当たりで1,450円でございます。

13番委員(石井委員) わかりました。

12番委員(秋間委員) 1番の出入口は、安全面で配慮された上で、こういう形の位置に決められているのかをお聞かせいただければと思います。

吉田次長補佐 駐車場の配置につきましても、効率的な駐車台数を置けるような配置、また出入口につきましても当然安全を配慮して設けられたものと思っております。

高市議長 ほかにございませんか。

(なしの声あり。)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決をいたします。

議案第5号のうち1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第5号のうち1番については、原案のとおり決定いたしました。

中村委員の除斥を解きます。

(中村委員入室)

高市議長 次に、本案のうち2番から4番に対する質疑に入ります。

質疑お持ちの方は挙手をお願いいたします。

1 2 番委員（秋間委員） 2 番の資材置場の場所ですが、西原小学校のすぐそばにありますので、その通学路の関係の安全対策について、わかりましたらお願いします。

池田局長 この部分の安全対策でございますけれども、この部分については、車の出入りが1週間に1回とか非常に少ない回数でございます、また、大型車なども入ってこないということですので特別な対策はございません。

1 2 番委員（秋間委員） わかりました。

2 番委員（藤井委員） 3 番と4 番についてお伺いしたいんですが、3 番は前ヶ崎で今まで借りていたと4 番は松戸市のところで今まで借りていたということで、4 番は返却を求められたということですが、その返却を求められた理由が使い方が悪かったとかそういう理由があるのかどうか、その辺の理由について、それと、特に前ヶ崎は流山市ですから、そこもきちんと元に戻して復元して返すのか。

それと今まで借りていたところでは法律を順守して小屋を建てたりとかをしないでしっかりとやってきたのか。その辺お分かりになるようでしたらお願いします。

吉田次長補佐 まず3 番を先に御説明させていただきます。

3 番の案件につきましては、現在ある資材置場を返還しての代替地ではございませんで、今、前ヶ崎に1ヶ所資材置場を持っております。こちらでは重機や資材が置かれている、また先ほど委員長からも報告がありましたように、土を持ちこんで置場として使用しております、こちらは引き続き使用しますが手狭になっているということです。

2 番委員（藤井委員） 小屋とかは建っていませんか。

吉田次長補佐 ございません。続きまして4 番でございますが、こちらは現在借地により使用しているということでございます。こちらの返還理由につきましては、道路の拡幅計画にその場所が当たっているということで、地主から返還を求められているものです。

2 番委員（藤井委員） ありがとうございます。

9 番委員（水代委員） 2 番についてですが、義務者がこの農地を取得したのは、いつ頃だったんでしょうか。

吉田次長補佐 こちらの土地につきましては、義務者の名義になりましたのが、昨年、平成21年3月6日に相続により取得しております。

高市議長 ほかにございませんか。

（なしの声あり。）

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第5号のうち2番から4番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第5号のうち2番から4番については、原案のとおり決定いたしました。

高市議長 次に、議案第6号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

吉田次長補佐。

吉田次長補佐 議案書の3ページでございます。

議案第6号 農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による諮問が次のとおりあったので、意見を求める。

平成22年2月22日提出 流山市農業委員会長 高市 正義

今月の農用地利用集積計画案は13件でございます。

今月はいずれも新規によるものでございまして、流山市長より平成22年2月18日付けで農用地利用集積計画の決定を求められているものでございます。

それでは初めに、1番でございますが、利用権を設定する土地は流山市西深井の田3筆、1,731㎡でございまして、利用権設定期間は賃貸借により6年でございます。

議案案内図につきましては9ページでございます。

次に、2番でございますが、利用権を設定する土地は流山市西深井の田1筆、1,021㎡でございまして、利用権設定期間は賃貸借により6年でございます。

議案案内図につきましては9ページでございます。

次に議案書の4ページをお開きください。

3番でございますが、利用権を設定する土地は流山市平方の田2筆、1,915㎡でございまして、利用権設定期間は賃貸借により6年でございます。

議案案内図につきましては10ページでございます。

次に、4番でございますが、利用権を設定する土地は流山市平方の田3筆、2,061㎡でございまして、利用権設定期間は賃貸借により6年でございます。

議案案内図につきましては10ページでございます。

次に議案書の5ページでございます。

5番でございますが、利用権を設定する土地は流山市平方の田3筆及び中野久木の田2筆、合計、田、5筆、4,115㎡でございます。利用権設定期間は賃貸借により6年でございます。

議案案内図につきましては10ページでございます。

次に、6番でございますが、利用権を設定する土地は流山市下花輪の田2筆、2,022㎡でございます。利用権設定期間は賃貸借により6年でございます。

議案案内図につきましては13ページでございます。

次に議案書の6ページをお開きください。

7番でございますが、利用権を設定する土地は流山市南の畑、6筆、2,188.61㎡でございます。利用権設定期間は賃貸借により6年でございます。

議案案内図につきましては11ページでございます。

次に、8番でございますが、利用権を設定する土地は流山市南の畑、3筆、1,592㎡でございます。利用権設定期間は賃貸借により6年でございます。

議案案内図につきましては11ページでございます。

次に議案書の7ページでございます。

9番でございますが、利用権を設定する土地は流山市南の田、1筆、1,031㎡でございます。利用権設定期間は賃貸借により6年でございます。

議案案内図につきましては11ページでございます。

次に、10番でございますが、利用権を設定する土地は流山市南の田、1筆、965㎡でございます。利用権設定期間は賃貸借により6年でございます。

議案案内図につきましては12ページでございます。

次に、11番でございますが、利用権を設定する土地は流山市下花輪の田、1筆、905㎡でございます。利用権設定期間は賃貸借により3年でございます。

議案案内図につきましては13ページでございます。

次に、12番でございますが、利用権を設定する土地は流山市下花輪の田、1筆、942㎡でございます。利用権設定期間は賃貸借により3年でございます。

議案案内図につきましては13ページでございます。

次に、13番でございますが、利用権を設定する土地は流山市下花輪の田、

1筆、489㎡でございます。利用権設定期間は賃貸借により3年でございます。

議案案内図につきましては13ページでございます。

次に、議案書の8ページをお開きいただきたいと思っております。

こちらは、今年度の利用集積事業の累計表となっております。また、お手元には資料として各委員別の利用集積事業実績表を配布させていただいております。

引き続き、委員の皆様におかれましては、新規の掘り起こし並びに更新にご尽力をいただけますようお願いしたいと存じます。

以上でございます。

高市議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。

渋谷委員長。

渋谷委員長 議案第6号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、新規によるものが13件でありました。

最初に1番であります。権利者は次の2番から5番までは同じ方でありますので一括して御報告させていただきます。

初めに、権利者の職業については兼農で、年齢は69歳であります。また、営農状況については、耕作面積が約1.3ヘクタールで、農業従事者数は権利者を含め3人であります。

次に、現地の状況ですが、1番から5番までの対象農地はすべて水田で、いずれも耕起が行われ適正に管理が行われております。

また、この1番から5番までについては、6年間の利用権を新たに設定しようとするものであります。

次に、6番であります。権利者は、この後の11番から13番までと同じ方でありますので、本件につきましても、一括して御報告させていただきます。

初めに、権利者の職業については農業で、年齢は78歳であります。また、営農状況については、耕作面積が約1.4ヘクタールで、農業従事者数は権利者を含め3人であります。

次に、現地の状況ですが、6番の対象農地は水田として耕起が行われ適正に管理が行われております。

また、この6番についても、6年間の利用権を新たに設定しようとするものであります。

次に、11番から13番までの現地の状況ですが、いずれの農地も草刈り

を行い水田として適正に管理が行われております。

また、この11番から13番までについては、3年間の利用権を新たに設定しようとするものであります。

次に、7番であります。本件につきましても権利者はこの後の8番と同じ方でありますので一括して御報告させていただきます。

初めに、権利者の職業については農業で、年齢は32歳であります。また、営農状況については、耕作面積が約8.3ヘクタールで、農業従事者数は権利者を含め6人であります。

次に、現地の状況ですが、7番及び8番の対象農地はいずれも畑でありまして、ネギの作付けや耕起が行われ適正に管理が行われております。また、この7番及び8番については、6年間の利用権を新たに設定しようとするものであります。

次に、9番であります。本件につきましても権利者はこの後の10番と同じ方でありますので一括して御報告させていただきます。

初めに、権利者の職業については農業で、年齢は69歳であります。また、営農状況については、耕作面積が約2.7ヘクタールで、農業従事者数は権利者を含め3人であります。

次に、現地の状況ですが、9番及び10番の対象農地はいずれも水田でありまして、この水田も耕起が行われ適正に管理が行われております。また、この9番及び10番については、6年間の利用権を新たに設定しようとするものであります。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。

以上でございます。

よろしくご審議をお願いします。

高市議長 ありがとうございます。

なお、本案のうち1番から5番については、吉田委員に係る案件でありますので、農業委員会等に関する法律第24条第1項の規定により、吉田委員に退席を願い、先に審議いたします。

吉田委員の退席を求めます。

(吉田委員退席)

高市議長 これより本案のうち1番から5番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は挙手をお願いいたします。

高市議長 質疑ございますか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第6号のうち1番から5番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第6号のうち1番から5番については、原案のとおり決定いたしました。

吉田委員の除斥を解きます。

(吉田委員入室)

高市議長 次に本案のうち6番から13番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第6号のうち6番から13番について、原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第6号のうち6番から13番については、原案のとおり決定いたしました。

高市議長 次に、議案第7号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

吉田次長補佐。

吉田次長補佐 議案書の9ページでございます。

議案第7号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理に関する規程に基づく証明願を次のとおりとする。

平成22年2月22日提出 流山市農業委員会長 高市 正義

今月の証明願は、2件でございます。

この2件は同じ世帯の方から申請があったものでございますが、1番の畑、18筆につきましては単独名義に、2番の畑、7筆につきましては共有名義となっております。このため、買取り申出事由が生じた方は、同じ方でご

いますけれども、この証明願につきまは、土地の所有者を申請者とするとなっておりまので、同じ世帯の方ではございませけれども、2件に分けて申請書が提出されたものでございませ。

それでは、初めに1番でございませが、申請地につきまは、流山市鱒ヶ崎の畑、18筆で4,110㎡でございませ。

買取り申出事由の生じた方は、申請者の夫でございませして、買取り申出事由が生じた日につきまは、平成17年6月12日でございませ。

議案案内図につきまは14ページと15ページでございませ。

次に、2番でございませが、申請地は、流山市西平井の畑、7筆で2,708㎡でございませ。

買取り申出事由の生じた方は、申請者の夫と父でございませして、買取り申出事由が生じた日につきまは、平成17年6月12日でございませ。

議案案内図につきまは14ページと15ページでございませ。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めませ。

渋谷委員長。

渋谷委員長 議案第7号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」御報告いたませ。

なお、本案の1番と2番は、同じ世帯の方でありませして、2番の申請者は、1番の申請者である母とその長男夫婦となっており内容が同一でありますので、一括して御報告させたいませ。

初めに、本案につきまは、現地調査と申請者からのヒアリングを行っておりませ。

まず、現地の状況ですが、申請地はすべて西平井・鱒ヶ崎地区の区画整理事業地の区域内にありませ。また、現在は仮換地指定が行われ造成工事も進んでいる状況でありませ。

次に、申請理由ですが、まず、1番の申請者と買取り申出事由の生じた方は夫婦であります。平成17年に70歳で亡くなるまでは、御主人が農業の世帯主として農業を行っていたものでありますが、現在は農業を行っている方は奥さん一人とのことでありませ。

今では、この奥さんも高齢となり、また、跡継ぎもいないため農業を続けることができない状況の中で、これらの農地は区画整理事業が間もなく完了し使用収益も開始されることになるため、ここで生産緑地の指定を受けている農地のすべてを解除したいということでありませ。

最後に、今後の土地利用計画についてお聞きしたところ、使用収益の開始後は、アパートを建築し収入を上げていきたいということでありませ。

以上のことをもとに審議しましたところ、本案については、全会一致をもって、証明相当という結論に達しました。

以上でございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 ありがとうございます。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第7号は、原案のとおり決定いたしました。

高市議長 次に、報告第3号「合意解約の通知について」報告を求めます。

吉田次長補佐。

吉田次長補佐 議案書の11ページでございます。

報告第3号 合意解約の通知について

農地法第18条第6項の規定により、次のとおり通知があったので報告する。

平成22年2月22日報告 流山市農業委員長 高市 正義

本件につきましては、1番及び2番ともに農用地利用集積計画によりまして利用権を設定していたものでございますが、借受人の方が昨年お亡くなりになりましたことから平成22年1月15日付けで解約をしたものでございまして、これに伴い解約通知書の提出があったものでございます。

以上でございます。

高市議長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

特にないようですので、次に進みます。

高市議長 次に、報告第4号「生産緑地の買取り申出による農業従事者への斡旋について」報告を求めます。

吉田次長補佐。

吉田次長補佐 議案書の12ページでございます。

報告第4号 生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について
生産緑地法第13条の規定による農業従事者への斡旋依頼が次のとおりあ
ったので報告する。

平成22年2月22日報告 流山市農業委員長 高市 正義

本件につきましては、平成21年12月25日に開催されました第12回
総会の議案第60号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願
について」として御審議いただき証明することに決定したものでございます。

その後、この証明を持ちまして生産緑地の買取りの申出が市の都市計画課
に提出されましたことから、解除手続きの一環といたしまして今回は農業者
への買取り斡旋について協力依頼があったものでございます。

なお、平成22年3月27日を経過いたしますと、生産緑地の行為の制限
が解除されることとなります。

議案案内図は16ページでございます。

以上でございます。

高市議長 ただいま報告がありました。御質問、御意見がございましたら
承ります。

(なしの声あり)

特にないようですので、次に進みます。

高市議長 次に、報告第5号「専決処理の報告について」報告を求めます。

吉田次長補佐。

吉田次長補佐 議案書の13ページでございます。

報告第5号 専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決
処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成22年2月22日報告 流山市農業委員長 高市 正義

最初に、1番、農地法第4条第1項第7号の規定による届出でございます。

これは先月の1月分でございます。全部で3件の届出がございました。

いずれも内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含
め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

次に、転用目的別の内訳といたしましては、住宅用地が3件でございま
した。

以上、3件、6筆、2,428㎡、地目別の内訳といたしましては、今月
の3件、6筆はすべて畑でございました。

次に議案書の14ページでございます。

2番、農地法第5条第1項第6号の規定による届出でございますが、こち

らも1月分でございます、全部で11件の届出がございました。

いずれも内容につきましては記載のとおりでございます、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

次に、移転の原因別では、売買が8件、贈与が1件、共有物分割が2件でございます。

転用目的別では、住宅用地が7件、駐車場が2件、公衆用道路が2件でございます。

以上、11件、17筆、4,713.36㎡、内訳は田が1筆231㎡、畑が16筆4,482.36㎡でございます。

以上でございます。

高市議長 ただいま報告がありました、御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

特にないようですので、次に進みます。

高市議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成22年第2回流山市農業委員会総会を終了いたします。慎重審議をいただき、ありがとうございました。

閉会 午後3時56分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成22年2月22日

議長 流山市農業委員会長 高市 正義

流山市農業委員 戸部 源房

流山市農業委員 秋間 高義